

廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関する Q&A(令和2年4月23日)

【2. 医療関係機関等*の皆さま向け】

※ 医療関係機関等

病院、診療所(保健所、血液センター等はここに分類される。)、衛生検査所、介護老人保健施設、助産所、動物の診療施設及び試験研究機関(医学、歯学、薬学、獣医学に係るものに限る。)

(参照: 廃棄物処理法施行令別表第1の4の項、施行規則第1条第7項)

本項では、医療関係機関から排出される廃棄物に関連する質問をまとめました。医療関係機関向けのその他の Q&A については、厚生労働省の専用ウェブページをご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

<廃棄物に関する一般的事項>

Q2-1 どのような廃棄物が新型コロナウイルス感染症に伴って排出されますか。

A2-1 医療関係機関や検査機関からは、新型コロナウイルス感染症の診断、治療、検査等に使用された医療器材が感染性廃棄物として排出されます。

<宿泊療養施設等の廃棄物の対応①>

Q2-2 新型コロナウイルス感染症の軽症者等が宿泊療養している施設から排出される廃棄物はどのように処理すればよいですか。

A2-2 ご質問の施設は、医師等が医業等を行う場所ではないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた感染性廃棄物が排出される施設には該当しません。そのため、同法上、感染性廃棄物としての処理が義務付けられるわけではなく、感染性廃棄物ではない通常の廃棄物として処理することができます。

その際には、当該施設内やその廃棄物の処理を委託される廃棄物処理業者の従業員への感染防止を徹底していただく必要があります。具体的には、「廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドライン」において感染防止策として挙げられている対応(A5-5も参照)をとっていただくとともに、特に、ごみに直接触れないこと、ごみ袋はごみがいっぱいになる前にしっかり縛って封をして排出すること、ごみを捨てた後は石けん等を使って手を洗うことなどにご注意ください。また、ごみが袋の外面に触れた場合や、袋を縛った際に隙間がある場合や袋に破れがある場合など密閉性をより高める必要がある場合は、二重にごみ袋に入れるなどの感染防止策に留意する必要があります。更に慎重な対応として、実作業において感染性廃棄物に準じた取扱いをすることも妨げませんが、そうした取扱いをすることにより、処理が滞ってかえって公衆衛生上のリスクが高まることのないように、十分に配慮し、合理的な取扱いを行うようにしてください。

(参考)新型コロナウイルス感染症の軽症者等の宿泊療養マニュアル、Q&A(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000618526.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/000619458.pdf>

(参考)緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2004077_local_gov.pdf

＜医療関係機関等から排出される廃棄物の処理の仕方＞

Q2-3 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物はどのように処理すれば良いですか。

A2-3 医療関係機関等から排出される新型コロナウイルス感染症に係る感染性廃棄物については、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に基づき処理してください。

具体的には、排出事業者は、施設内での保管の際には、仕切りを設けるなどして感染性廃棄物がそれ以外の廃棄物に混入するおそれがないようにすること、腐敗するおそれのある廃棄物は冷蔵庫に入れるなどして腐敗しないようにすることが必要です。また排出の際には、廃棄物の種類や性状に応じた容器を選ぶこと、容器に入れて密閉すること、感染性廃棄物である旨等を表示することなどが必要です。

(参考) 廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル

<https://www.env.go.jp/recycle/kansen-manual1.pdf>

(参考) 医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_waste.pdf

医療関係機関や、その廃棄物を取り扱うみなさまへ
新型コロナウイルスの廃棄物について


新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物も
他の感染性廃棄物と同様に処理可能です（※）。
※「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」に沿って処理してください。

消毒して再利用できるもの（リネン類など）はむやみに廃棄せず、廃棄物の減量化に心がけましょう

新型コロナウイルスに感染した方・その類いのある方が使用したリネン類については、他の感染症と同様の取扱いで問題ないと考えられますので、むやみに廃棄せず、これまで同様の感染症対策に準じた処理で対応してください。
手袋やマスクを着用して直接触れないように注意し、熱水による洗濯や、次亜塩素酸・アルコールによる消毒を行うなど通常どおり取り扱うようお願いいたします。

感染性廃棄物は、その種類や性状に応じて適切な容器に梱包しましょう

感染性廃棄物の種類や性状に応じて適切な容器を選んでください。

①注射針、メス等の鋭利なもの	②血液等の液状または泥状のもの	③血液等が付着したガーゼ等再利用しないもの
耐貫透性のある堅牢な容器	漏洩しない密閉容器	丈夫なプラスチックの二重使用または、堅牢な容器
		
例：プラスチック製容器		例：プラスチック（二重使用）

※ ①～③を一括に梱包する場合は、耐貫透性、密閉性を併せ持つ、プラスチック製容器等を使用してください。

※ 詳細については自治体のルールに従ってください。



(参考) 新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について(通知)

http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/er_2003044_local_gov.pdf